

別表3（第3章第21条による）

## 1. 料金

## (1) 短期入所生活介護

平成24年4月1日改定

※ 保険給付内サービス利用料	基本介護費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
		併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)多床室 (1日につき)	要介護1	7,188 円	719 円
		要介護2	7,915 円	792 円	
		要介護3	8,663 円	867 円	
		要介護4	9,391 円	940 円	
		要介護5	10,107 円	1,011 円	
※ 保険給付内サービス利用料	加算介護費	項 目	単 位	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
		機能訓練体制加算	1日につき	126 円	13 円
		緊急短期入所体制確保加算	1日につき	421 円	43 円
		緊急短期入所受入加算	1日につき	632 円	64 円
		看護体制加算(Ⅰ)	1日につき	42 円	5 円
		看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	84 円	9 円
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日につき	137 円	14 円
		BPSD緊急対応加算 <sup>*1</sup>	1日につき	2,108 円	211 円
		若年性認知症利用者受入加算	1日につき	1,264 円	127 円
		在宅中重度者受入加算	1日につき	4,437 円	444 円
		在宅中重度者受入加算	1日につき	4,395 円	440 円
		在宅中重度者受入加算	1日につき	4,353 円	436 円
		在宅中重度者受入加算	1日につき	4,479 円	448 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	126 円	13 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	63 円	7 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	63 円	7 円
		療養食加算(医師の指示に基づく)	1日につき	242 円	25 円
		送迎加算	片道につき	1,939 円	194 円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	一月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.5%	左記の1割

## (2) 介護予防短期入所生活介護

平成24年4月1日改定

※ 保険給付内サービス利用料	基本介護費	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
		併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)多床室 (1日につき)	要支援1	5,259 円	526 円
		要支援2	6,471 円	648 円	
※ 保険給付内サービス利用料	加算介護費	項 目	単 位	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
		機能訓練体制加算	1日につき	126 円	13 円
		BPSD緊急対応加算	1日につき	2,108 円	211 円
		若年性認知症利用者受入加算	1日につき	1,264 円	127 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	126 円	13 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	63 円	7 円
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	63 円	7 円
		療養食加算(医師の指示に基づく)	1日につき	242 円	25 円
		送迎加算	片道につき	1,939 円	194 円
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	一月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.5%	左記の1割

※1:BPSDとは「Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia(認知症の行動・心理症状)」の略で、認知症の方にしばしば出現する知覚や思考内容、気分あるいは行動の障害を意味します。

**(3) 共通**

平成23年11月1日改定

保険給付外サービス利用料	項目	摘要	単位	利用料金
	※ 滞在費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	320円
		利用者負担第4段階	1日につき	320円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	1日につき	1,380円
		利用者負担第4段階	1日につき	1,380円
	日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」からAまたはBを選択していただきます		150円
理美容費、行事・クラブ材料費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」の通り	

※滞在費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

キャンセル料	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
	ご利用日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	3,000円

**2. 滞在費・食費の減免制度について**

介護保険負担限度額認定（世帯の構成や課税状況等により判断されます）		単位	滞在費	食費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0円	300円
第2段階	○住民税世帯非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が年間80万円以下の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	320円	390円
第3段階	○住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方 ○住民税課税層における特例減額措置の適用がある方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	320円	650円

（※）境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。  
（福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います）